

## 長野原町木材等粉砕機貸出要綱

令和 5 年 12 月 17 日  
告示第 200 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、ぐんま緑の県民基金市町村提案型事業により導入した、木材等粉砕機(以下「粉砕機」という。)の貸出し及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(貸出対象団体)

第 2 条 粉砕機の貸出しを受けることができる団体は、町内の森林整備及び保全を行う団体のうち、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 当該団体の中に町内の住所を有する者が 1 人以上いること。
- (2) 当該団体の中に粉砕に従事する者が 2 人以上いること。
- (3) 当該団体の中に町長が認めた粉砕機の操作技術を習得した者がいること。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げるものは貸出しの対象としない。

- (1) 長野原町暴力団排除条例(平成 24 年条例第 21 号)第 2 条第 1 号に規定する暴力団
- (2) 長野原町暴力団排除条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団員または、同条第 3 号に規定する暴力団員等が構成員にいる団体
- (3) 営利を目的として活動を行う団体
- (4) 当該団体の中に町税等の滞納者がいる

(貸出期間等)

第 3 条 粉砕機の貸出期間は、貸出し日を含め 6 日以内とする。ただし、返却日が土曜日、日曜日または国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日に当たるときは、これらの日の翌日を返却日とする。

2 粉砕機の貸出し及び返却は、町長の指定する場所において行うものとする。

(貸出料等)

第 4 条 粉砕機の利用料は無料とする。ただし、粉砕機の運搬及び稼働に要する燃料等の一切の費用は、粉砕機の貸出しを受けようとする団体(以下「申請者」という。)が負担するものとする。

(借用申請)

第 5 条 申請者は、貸出しを受けようとする日の 7 日前までに当該申請者の身分を証する書類を提示の上、関係資料を添えて、長野原町木材等粉砕機借用申請書(様式第 1 号)を町長に提出しなければならない。

(貸出証の交付)

第6条 町長は、前条の申請があったときは、当該申請の内容を審査し、適当であると認めるときは、長野原町木材等粉砕機貸出証(様式第2号)を申請者に交付するものとする。

2 町長は、粉砕機の貸出しに当たり条件を付することができる。

(使用及び管理)

第7条 粉砕機の貸出しを受けた団体(以下「利用者」という。)は、使用状況を長野原町木材等粉砕機使用管理簿(様式第3号)に記載するものとし、善良な管理者の注意をもって適正に使用及び管理しなければならない。

(遵守事項)

第8条 利用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 粉砕機を譲渡、処分または転貸しないこと。

(2) 営利目的の使用をしないこと。

(3) 作動音、粉砕物の散乱等による周辺住環境への影響に十分配慮すること。

(4) 粉砕機の処理能力を超えて使用しないこと。

(5) 粉砕機に異常が発生した場合は、速やかに町に連絡し、その指示に従うこと。

(返却)

第9条 利用者は、粉砕機を返却しようとするときは、長野原町木材等粉砕機使用実績報告書(様式第4号)に、次の各号に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

(1) 長野原町木材等粉砕機使用管理簿(様式第3号)

(2) 実施状況が確認できる写真

2 町長は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、第3条の規定にかかわらず、粉砕機の貸出しを中止し、返却を求めることが出来る。

(1) この要綱の規定に違反した場合

(2) その他町長が粉砕機の貸出しを不相当と認める場合

(事故等の届出)

第10条 利用者は、事故が発生し、粉砕機を損傷または破損若しくは、亡失または第三者に損害を与えたときは、直ちに長野原町木材等粉砕機使用事故報告書(様式第5号)に次の各号に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

(1) 事故の発生場所を記した図面

(2) 現場状況及び損傷または破損箇所のわかる写真

(損害賠償等)

第11条 利用者は、自己の責めに帰すべき理由により粉砕機を損傷し、又は滅失したときは、これを修理し、またはその損害を弁償しなければならない。

2 利用者は、粉砕機を運搬し、または利用するに当たり、使用上の不注意その他自己の責めに帰すべき理由により事故が発生し、または第三者に損害が生じたときは、自らの責任においてこれを解決するものとし、町は、当該事故による損害賠償の責めを負わない。

(貸出台帳の整備)

第 12 条 町長は、粉砕機の貸出し状況を明確にするため、長野原町木材等粉砕機貸出台帳（様式第 6 号）を整備するものとする。

(補則)

第 13 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 5 年 12 月 1 日から施行する。